平成２２年（フ）第８４５号
兵庫県尼崎市南武庫之荘２丁目18番７号　エルシ誠宏Ⅰ―301号
債務者　中島理恵子
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４４１号
愛媛県松山市小坂１丁目１番10号　八束マンション504号
債務者　山内由美子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４７３号
愛媛県松山市南久米町243番地１　ゴトービル706号
債務者　浜田久美子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１７４号
宮崎県都城市早鈴町１街区６号　レインボーコート201
債務者　木之下朝幸
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１７７号
宮崎県都城市甲斐元町２街区15号
債務者　前田　一夫
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１７８号
宮崎県都城市甲斐元町２街区15号
債務者　前田加代子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１９１号
宮崎県都城市大岩田町6089番地２
債務者　竹下　繁子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２００号
宮崎県都城市山田町中霧島2989番地16
債務者　新西　壮子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２２１号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯４丁目32番52―44号
債務者　藤井　　守
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４６８号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台２丁目15番５号
債務者　重野　千春
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２９号
沖縄県石垣市字石垣261番地　かんなハイツ102号
債務者　宮城　栄次
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２２年（フ）第３０号
沖縄県石垣市字登野城1463番地の14　コーポ山城302
債務者　稲田　唱史
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２２年（フ）第３３７号
徳島県小松島市横須町８番41号
債務者　小松　広美
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４０８号
徳島市川内町沖島307番地の３
債務者　竹下　光代
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９２５号
北九州市小倉北区上到津４丁目11番26―301号
債務者　真木　裕子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９２８号
北九州市小倉北区中井１丁目16番１―505号
債務者　花田富士彦
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９５６号
北九州市小倉南区蒲生３丁目１番22号
債務者　エム・ツー企画こと　道原由紀夫
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９５７号
北九州市小倉南区蒲生３丁目１番22号
債務者　道原　麻美
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部